

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市豊田土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（かんがい排水事業）三谷管路地区）計画を変更することについて令和8年1月5日適当と決定した。

その関係書類を県のウェブサイトにおいて令和8年1月21日から同年2月9日まで縦覧に供する。

令和8年1月16日

香川県知事 池 豊 人